

指定障害福祉サービス事業所
(居宅介護)

ヘルパーステーションあおぞら 重要事項説明書概要

医療法人 仁泉会

更新日 令和7年9月1日

当事業所は宮城県指定を受けています。
【障害福祉サービス事業者番号】 0411200702

1. 事業所内容

(1) 事業者(事業所設置法人)

法人名 医療法人仁泉会
所在地 〒039-1161
青森県八戸市大字河原木字八太郎山10番地81
電話番号 0178-51-2590
FAX番号 0178-51-2591
代表者名 理事長 田中 由紀子
設立年月 昭和42年4月7日

(2) 事業所名称等

事業所名 ヘルパーステーションあおぞら
所在地 〒987-0611
宮城県登米市中田町浅水字上川面65-1
電話番号 0220-34-8313
FAX番号 0220-35-1213
管理者氏名 吉岡 久実子
開設年月日 令和2年7月1日

(3) 事業所の目的と基本理念

＊目的

この事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(通称：障害者総合支援法)の理念に基づき、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに在宅医療を推進し、また、入浴・排泄・食事の介助その他生活全般にわたり快適な在宅療養が継続できるよう支援することを目的とします。

＊基本理念

- ①利用者個人の人生観・価値観を尊重し、利用者個人のその人らしさを大切にした介護を行います。
- ②明るく家庭的な雰囲気づくりに心掛け、地域や家庭との結びつきを重視いたします。
- ③いつも笑顔で挨拶し、誰にでも親切と思いやりの心で接します。
- ④利用者の生きがいを高め、自立での意欲を支援していきます。

(4) 営業日及びサービス提供時間

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りといたします。

1. 営業日 毎週月曜日～日曜日（毎曜日）。
2. 営業時間 7：00～20：00
3. 休日 年中無休。その他必要とする日。
4. 但し、電話等により常時連絡可能な体制をとり、利用者の状況に応じて対応できる体制とする。

(5) 職員配置状況

- ①管理者（介護福祉士） 1名（常勤1名）
- ②サービス提供責任者
（ホームヘルパー1級課程修了者以上） 必要数
- ③訪問介護員
（ホームヘルパー2級課程修了者以上） 常勤換算2.5人以上

2. サービス内容

(1) 身体介護（老計10）

- 食事介助： 利用者のペースに合わせて介助
入浴介助： 自宅のお風呂での入浴
排泄介助： オムツ交換等
清潔援助： 部分浴（洗髪・足浴等）及び清拭
外出介助： 散歩等の介助
自立生活支援： 重度化防止の為の、見守りの援助

(2) 生活援助

- 買い物： 必要な買い物の代行
調理： 利用者の身体に合わせて栄養のバランスを考えた調理
掃除： 室内の整理、整頓、清掃
洗濯： 衣類等の洗濯

3. 利用料金及び支払い方法について

- (1) 利用料金については、料金表を参照して下さい。
- (2) 利用料の自己負担額については、所得に応じて4区分の負担上限月額が設定され、ひ

と月に利用したサービス量に関わらず、それ以上の負担は生じません。

(3) 利用料金については、精算を月末締めとし、自己負担額がある場合は、翌月 15 日までに請求書を送付いたしますので、その月末までにお支払い下さい。お支払いの確認が済み次第、領収書を発行いたします。お支払いについては、窓口での支払い、または指定口座への振込、もしくは預金口座振替（毎月 28 日、土日祝日の場合は翌営業日引落）の方法があります。

(4) 前号 (1) (2) (3) で請求しました利用料が、3 ヶ月以上お支払いがなく、その支払いを督促したにもかかわらず、特別な事情がある場合を除き、督促状を発行した日から 30 日以内にお支払いがない場合、利用契約を解除・終了させていただきます。

4. 主たる対象者及び通常の事業の実施地域について

(1) サービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

居宅介護

- ① 身体障害者
- ② 知的障害者
- ③ 精神障害者
- ④ 難病患者等

(2) 通常の事業の実施地域は、以下のとおりとする。

- ① 登米市
- ② 南三陸町
- ③ 栗原市若柳地区
- ④ 一関市花泉町

5. 利用手続きについて

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。当事業所の職員がお伺いいたします。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する日の 1 週間前までにお申し出ください。

②やむを得ない事情により事業所の都合でサービスを終了する場合、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、事前にお知らせいたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

ア 利用者が介護保健施設に入所した場合

イ 利用者が亡くなられた場合

6. 事故発生時の対応

サービス提供時において事故が発生した場合は、速やかに家族、関係市町村、居宅介護支援事業者等に連絡すると共に、必要な措置を講じます。

また、事業所の介護サービス提供に伴って、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに

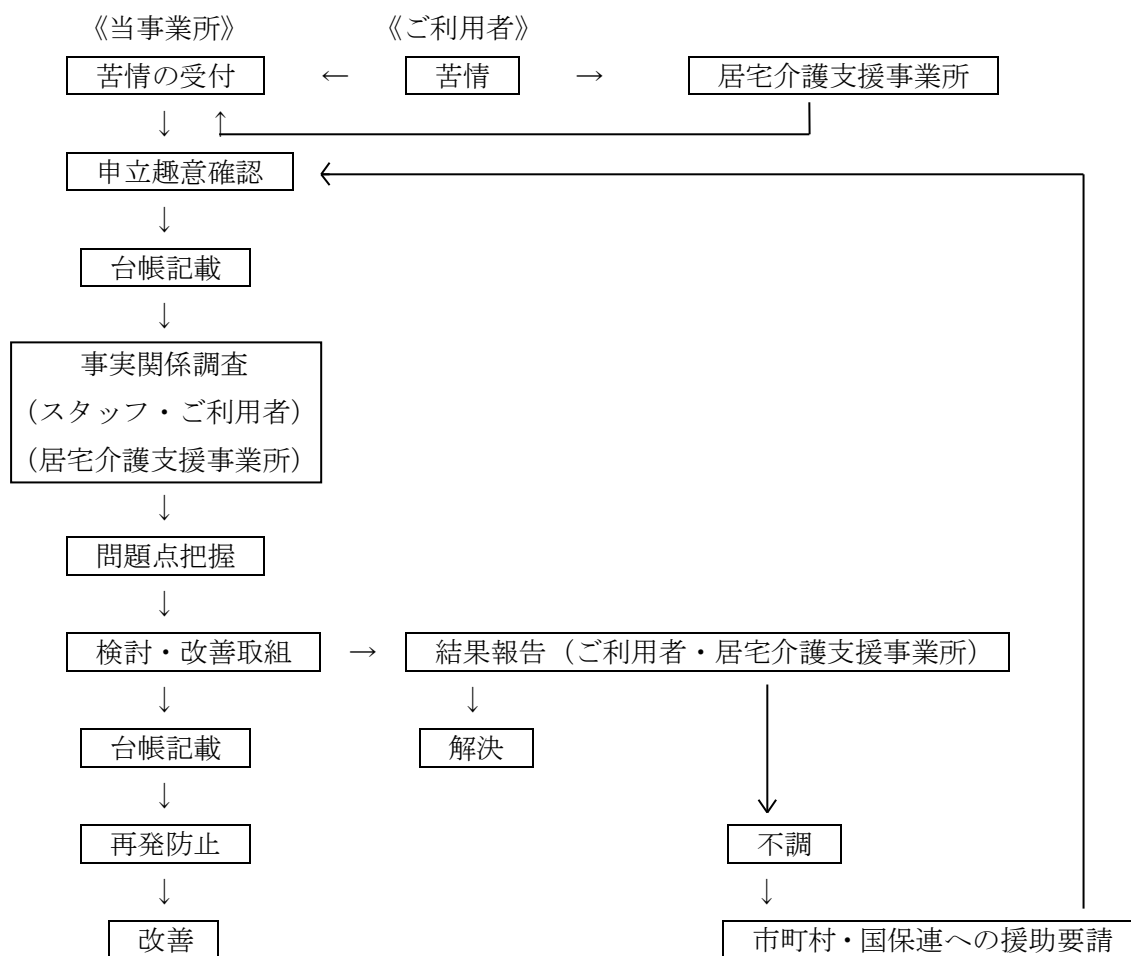
損害賠償いたします。

7. サービスの内容に関する苦情

(1) 事業所の苦情相談窓口

- ①担 当 者 : 吉岡 久実子
- ②電 話 番 号 : 0220-34-8313
- ③F A X 番 号 : 0220-35-1213
- ④受 付 時 間 : 毎日 8:30～17:30

(2) 苦情処理体制



(3) 事業所以外の相談・苦情窓口

事業所以外に、下記の苦情相談窓口等にも苦情を伝えることができます。

行政機関名	所在地	電話番号	ファックス番号
登米市福祉事務所 生活福祉課 障害福祉係	登米市南方町新高石浦 130	0220 (58) 5552	0220 (58) 2375

宮城県東部保健福祉事務所 登米地域事務所	登米市迫町佐沼字西佐沼 150-5	0220 (22) 6118	0220 (22) 9242
国民健康保険団体連合会	仙台市青葉区上杉 1-2-3	022 (222) 7700	022 (222) 7260

(行政機関その他苦情受付機関)

8. 守秘義務

事業所職員は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を、在職中及び退職後も他に漏らしません。

9. 虐待防止のための措置

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。
 - (2) 事業者は、利用者の尊厳を守るという基本的な考えのもと、虐待は決して行いません。身体拘束も緊急やむを得ない場合を除き原則として行いません。利用者の人格を尊重する視点に立ってサービスに努めます。虐待を受けいている恐れがある場合は、ただちに防止策を講じ区市町村へ報告します。
 - (3) 前項の措置を適切に実施するため、虐待防止責任者（※）を配置します。
 - (4) 事業所が身体拘束を緊急やむを得ず実施する場合は、次の3つの要件を満たした時とし、実施した場合は速やかに身体拘束を解除できるように努めるとともに適切に記録します。
 - ① 切迫性：利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
 - ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限に他に代わる対応方法がない。
 - ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである。
- （※）虐待防止責任者：吉岡 久実子

その他

- (1) 事業所についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求下さい。
- (2) ご要望やご質問がございましたら、何なりと事業所の管理者またはスタッフにお声がけください。

指定障害福祉サービス(居宅介護)利用料金表

基本料金表(サービス利用にかかる自己負担額)

法定代理受領の場合。(ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。)

①居宅における身体介護

(円)

30分未満	256
30分以上1時間未満	404
1時間以上1時間30分未満	587
1時間30分以上2時間未満	669
2時間以上2時間30分未満	754
2時間30分以上3時間未満	837
3時間以上(921円に30分増す毎に)	84

②家事援助

(円)

30分未満	106
30分以上45分未満	153
45分以上1時間未満	197
1時間以上1時間15分未満	239
1時間15分以上1時間30分未満	275
1時間30分以上(311円に15分増す毎に)	36

・初回加算(初回のみ月1回)・・・200円(1割の場合)

・緊急時対応加算(月2回限度)・・・1回につき100円(1割の場合)

・特別地域加算・・・所定単位に15%加算

※1 特定事業所加算(Ⅰ)・・・所定単位に20%加算されます。

福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)・・・1月あたりの総単位数に41.7%加算されます。

その他の費用

交通費	通常の実施地域以外へ訪問する場合、実施地域を超えた地点から片道10km以上15km未満200円、以降片道1km毎に20円加算。
キャンセル料	前日まで連絡がなく、緊急な場合を除き当日現場キャンセルがあった際は、キャンセル料として一律500円を徴収させていただきます。